

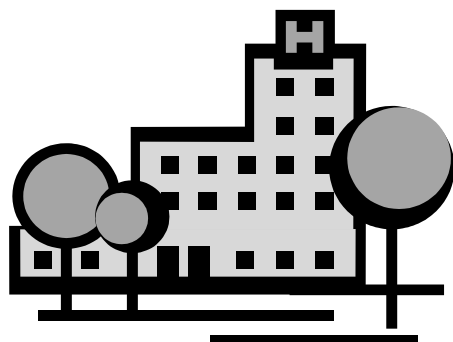
入院のご案内

宇和島市立津島病院の医療理念

- 1 私たちは、常に優しい心で接します。
- 2 私たちは、常に向上心を持ち医療技術の習得に努めます。
- 3 私たちは、常にコスト意識をもち健全経営を心がけます。

《内容目次》

・ 入院のご案内	1～5 頁
・ 入院中の他医療機関受診について	6 頁
・ 非常時緊急避難通路	7 頁
・ 患者さまの個人情報保護について	8 頁
・ 転倒転落の防止について	9 頁
・ 患者サポート相談窓口について	10 頁
・ 地域包括ケア病床について	11 頁
・ 限度額について	12～13 頁
・ 料金表	14～15 頁



愛媛県宇和島市津島町高田丙15番地
宇和島市立津島病院

TEL 0895-32-2011 (代)

FAX 0895-32-2493

ホームページ

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/h-tusima/>

令和8年8月1日改訂

入院のご案内



患者さまが治療に専念し、安心して療養生活を送っていただけますよう、入院手続きや院内の生活に必要なことについてご案内します。

◆ 入院当日の手続き

- ♣ 入院当日は指定された時間に「各診療科の受付」へお越しください。
- ♣ 入院当日に必要な書類
 - ・入院誓約書（入院保証書）※必要事項をご記入の上ご持参ください。
 - ・マイナンバーカード（お持ちでない、または保険証との連携が出来ていない場合は資格確認証）、公費負担受給者証
 - ・退院証明書（3ヶ月以内に当院以外の病院に入院されていた方）
- ♣ 診察券、印鑑をご用意ください。

◆ 入院当日の持参品

入院時必需品レンタルシステム（CSセット）（以下「CSセット」という。）の契約を行うことで、衣類・タオル類・紙おむつ・その他サービス品を利用することができます。詳細は別紙パンフレットをご確認下さい。

- ♣ CSセットの契約を行わない場合は、下記を持参してください。
 - ・洗面用具、タオル
 - ・お食事にお使いになるもの（湯のみ、お箸、スプーン、急須又はポット）
 - ・日用品（下着、ティッシュペーパー、スリッパ〔すべりにくいもの〕、筆記用具）
 - ・寝間着（レンタル寝間着等もご利用いただけます。）
- ♣ 現在服用中のお薬・お薬手帳
- ♣ その他手術などで必要な物品については医師、看護師より説明します。

◆ 入院・治療計画書の説明

- ♣ 入院後、病名・治療・入院期間に関して主治医・看護師より入院・治療計画書の説明を行います。不明なことやご要望がありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

◆ 病室

- ♣ 病室の種類は個室・2人部屋・3人部屋・4人部屋・6人部屋がありますが、患者さまの病状、治療、看護等に応じて決めさせていただきますので、ご希望に添えない場合もあります。ご了承ください。
- ♣ 入院されたあと、やむを得ない事情のため病室を替わっていただく場合もありますので、ご協力をお願いします。
- ♣ 病室にはカード式有料テレビを備えています。
(大部屋でのテレビ使用時はイヤホンでのみの視聴となります。イヤホンがないと音が聞けません。)
- ♣ イヤホンは総合受付前設置の自動販売機でご購入できます。
- ♣ カードは各階待合室設置の自動販売機でご購入できます。



◆ 食事

- ♣ 患者さまのお食事は、病状にあわせて適正かつ質の高い安全なものを提供させていただきます。
- ♣ 治療食の患者さまには可能な限り個人の嗜好にあった食事を、また温かいものは温かく、冷たいものは冷たく（適温給食）お召し上がりいただけます。
- ♣ ご自宅からの飲食物は治療上お断りしています。病状により病院食が召し上がれない場合は看護師にお知らせください。
- ♣ お食事の時間は、朝食7時45分・昼食12時・夕食18時となっています。

◆ 電話・携帯電話

- ♣ 公衆電話は2階にあります。早朝、及び消灯後の使用はマナーを守ってご利用ください。
- ♣ お電話による呼び出しはやむを得ない場合を除いて消灯時間（21時）までとなっていますのでご協力ください。
- ♣ 院内で携帯電話を使用する際は周囲の方々へ十分ご配慮いただき、マナーを守ってご使用ください。

◆ 付添

- ♣ 付き添い看護は原則として認めていません。
- ♣ 患者さまの病状などで、ご家族の希望があり、医師が必要と認めた場合に限り家族の付き添いが認められます。この場合「家族付添許可願」を看護師にお出してください。



入院中の生活について



◆ 療養の専念

- ♣ 宇和島市立病院診療規程により、入院者は、院長、主治医の指示に従い、この「入院のご案内」に定める事項を守って療養に専念しなければならないことになっています。
- ♣ この「入院のご案内」に定める事項が守られない場合など、入院患者として不適当と認めたときは退院を命ずることもあります。

◆ 診療について

- ♣ 当院はチーム医療で診療を行っています。休日、夜間など主治医が不在の時は必要に応じて当直医師や交代医師が診療を行います。ご安心ください。
- ♣ 医師の治療方針に基づいて、薬剤師による服薬指導や栄養士による栄養相談を行っています。

※入院中に他の医療機関を受診される場合は、必ず主治医にご相談ください。

➡ 6 頁参照

◆ リストバンドの装着について

- ♣ 入院に際し、患者さま誤認防止のための「患者さま識別リストバンド」を装着していただき、退院される際に外させていただきます。
- ♣ 検査や治療時にご自分でお名前を言うていただくことがあります。
- ♣ 多少、違和感を感じられたり、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご協力をお願いします。



◆ 看護

- ♣ 看護師は三交替制で24時間勤務をしています。ご利用の方はベッドの枕元にあるナースコールを押して、応答した後にお話してください。
- ♣ 療養上のご相談、ご心配なことや気になることはご遠慮なくお申し出ください。

◆ 入浴

- ♣ 浴室は2階にありますが、ご利用については看護師にお尋ねください。
- ♣ 入浴日は、男性は月・水・金、女性は火・木・土、時間は13時から15時までとなっています。

◆ 外出・外泊



- ♣ 許可なく外出、外泊はできません。
- ♣ 入院中に外出、外泊を希望される方は医師の許可が必要です。この場合「外出・外泊許可願」を看護師にお申し出ください。

◆ 面会

- ♣ 面会時間は14時から18時までとなっております。面会時間以外のご面会は、特別の事情がない限り、ご遠慮ください。（感染症等の流行状況により、変更となる場合があります。）
- ♣ ご面会時は看護師にお申し出ください。小さいお子さま連れでご面会される方は、ほかの患者さまにご迷惑がかかる場合もありますので、ホールをご利用ください。

◆ 郵便

- ♣ ポストは病院正面玄関前にあります。ご投函できない場合は看護師にお申し出ください。

◆ マナー

- ♣ 病院内での飲酒・喫煙はできません。守れない場合は退院の対象となる場合があります。
- ♣ 散歩、運動は必ず医師の許可を受けてください。
- ♣ 院内の備品などは皆さまの公共物ですので大切にしてください。
- ♣ 病院備え付け以外の電気器具をご使用の場合は許可を得てご使用ください。
- ♣ テレビ、ラジオの音で周りの方に迷惑が及ばないように、イヤホンをお使いください。
- ♣ 消灯時間は21時です。

そ の 他



◆ 貴重品

- ♣ 院内での盗難・紛失について、病院では責任を負いかねますので、貴重品、多額の現金はご持参にならないようお願いします。
- ♣ 現金は常に身につけていただくなど十分にご注意ください。

◆ 非常時の対応

- ♣ 火災、その他の災害の場合は、職員の指示に従い落ち着いて避難してください。その場合、エレベーターは絶対に使用しないでください。
- ♣ 入院時に「非常口」や避難経路（7頁参照）をご確認ください。

◆ 禁煙

- ♣ 当院は敷地内禁煙を実施しています。病院建物内に限らず、病院の敷地内すべてが禁煙区域ですのでご了承ください。

◆ 入院中のお支払い

- ♣ 入院会計は、次の時間帯にお受けしています。
《平日：8時30分～17時15分まで》
※休日でのお支払いをご希望の場合は、必ず事前に事務室医事係にご相談下さい。
- ♣ 入院料、その他の料金は1ヶ月ごとに計算して、入院診療費請求書で請求させていただきます。
翌月10日以降に2階総合受付にお越しいただき、お支払いください。
振込でのお支払いをご希望の方は、事務室医事係までご連絡ください。
- ♣ 食事療養費の減額制度や高額療養費制度があります。マイナンバーカードをご提示いただければ、市役所等での手続きは不要です。ご相談されたい方は、事務室医事係又は地域連携室までご連絡ください。
- ♣ 治療費の支払いで相談がある方は、事務室医事係までご連絡ください。

◆ 退院手続き

- ♣ 主治医の指示があると、病棟看護師長が手続きを行います。
- ♣ 入院料、その他の料金は2階総合受付会計窓口でお支払いください。
- ♣ 診療費の一部の計算がやむを得ない理由で退院時までに間に合わない場合は、退院後に追加請求させていただきますのでご了承ください。
- ♣ 退院時に退院証明書をお渡しします。3ヶ月以内に他の病院を受診される方は、その証明書を提出してください。

◆ その他

- ♣ 個人情報保護のため、電話による患者さまのお問い合わせはお断りしています。
- ♣ 当院では、職員への謝礼・お心づかいは一切お断りしています。

<入院中の他医療機関受診について>

入院中に、保険扱いによる他の医療機関受診（お薬の処方も含みます）はできません。

ご入院中に持参された薬が切れたり、他院の予約が重なっている場合は、当院医師や看護師にお知らせください。

この場合、当院で診療可能であれば受診していただきます。当院で診療できないと主治医が判断した場合は、事前に受診先の病院と当院で診療費のお支払方法等の調整を行う必要がありますので、必ずご相談くださいますようお願いいたします。

例えば…

- ☞ 当院入院中に、『他の病院や医院の先生に処方してもらった薬』が切れる。
（他の病院や医院の先生に処方してもらった薬を飲みたい。）
- ☞ 当院に入院している間に『他の病院や医院の診療予約日』が来る。
- ☞ 持病があるため、『当院病院から出ている薬』とは違う薬が飲みたい。
- ☞ 当院の他に、『定期的にかかっている病院や医院』がある。

もし、ご相談なしに他の病院や医院を受診された場合、その費用は健康保険の給付適用外（自費）になり、後で判明した場合は遡って精算することになります。



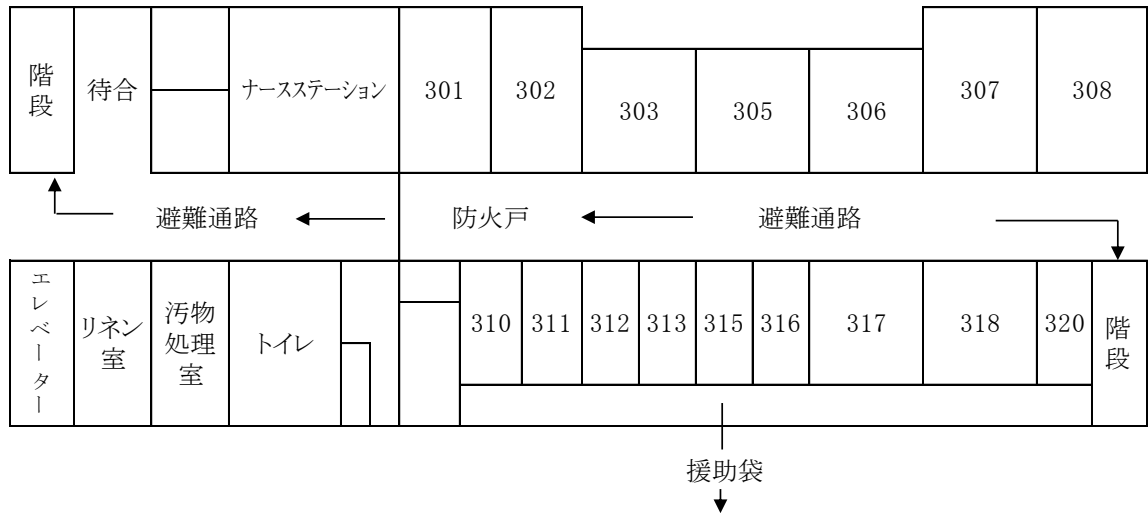
ご協力をお願いします。

宇和島市立津島病院

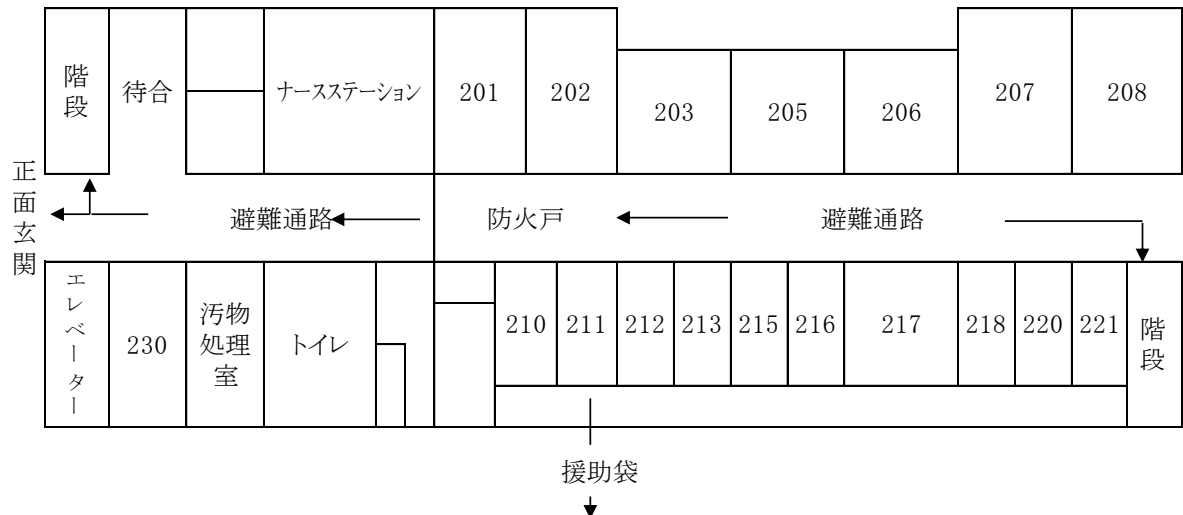
非常時緊急避難通路

※斜線は休床中

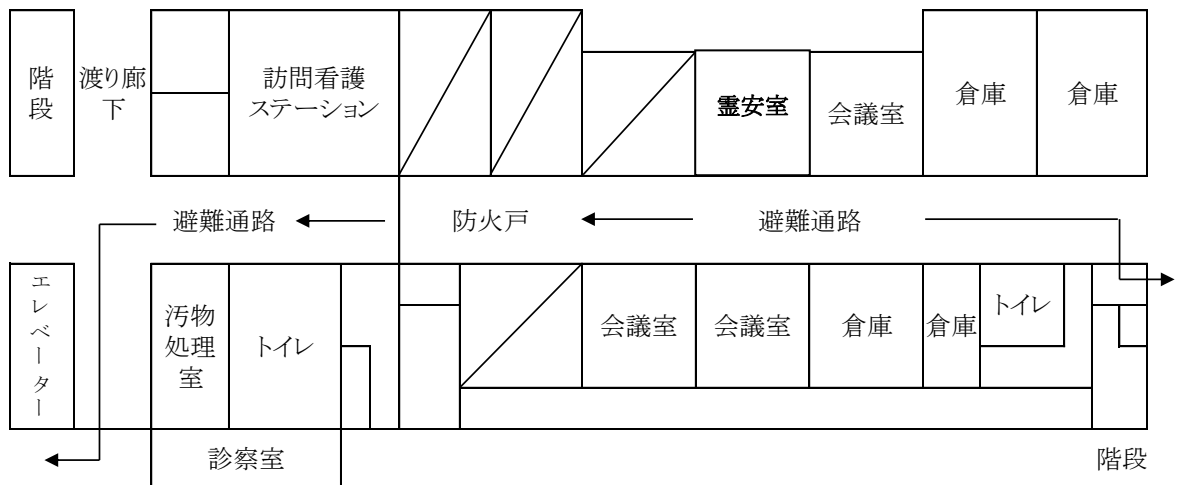
3階病棟



2階病棟



1階病棟



* エレベーターは非常時には使用できません。

患者さまの個人情報の保護についてのお知らせ

宇和島市立津島病院
院長 松久 進

当院では、患者さまに安心して医療を受けていただくために、安全な医療を提供するとともに患者さまの個人情報の取り扱いにも、万全の体制で取り組んでいます。

◎ 個人情報の利用目的について

当院では、患者さまの個人情報を下記の目的で利用させていただくことがあります。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて患者さまから同意をいただくことにしています。

◎ 個人情報の開示・訂正・利用停止について

当院では、患者さまの個人情報の開示・訂正・利用停止につきましても、「個人情報の保護に関する法律」の規定にしたがって進めています。

手続きの詳細のほか、ご不明な点につきましては、窓口（事務室）までお気軽にお尋ねください。

記

当院における患者さまの個人情報の利用目的

1 院内での利用

- ① 患者さまに提供する医療サービス及び医療サービスの向上
- ② 医療保険事務及び会計・経理
- ③ 入退院等の病棟管理
- ④ 医療事故等の報告
- ⑤ 院内医療実習及び医療の質の向上を目的とした院内症例研究への協力
- ⑥ その他、患者さまに係る管理運営業務

2 院外への情報提供

- ① 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ② 他の医療機関等からの照会への回答
- ③ 患者さまの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ④ 検体検査業務等の業務委託
- ⑤ ご家族への病状説明
- ⑥ 保険事務の委託及び審査支払機関へのレセプト提供
- ⑦ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑧ 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
- ⑨ 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- ⑩ その他、患者さまへの医療保険事務に関する利用

3 その他の利用

- ① 医療・介護サービスや業務維持・改善のための基礎資料
- ② 外部監査機関への情報提供

※ 上記の内、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口（事務室）までお申し出ください。お申し出がない場合は、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。



患者さま・ご家族へのお願い

転倒・転落の防止について

宇和島市立津島病院では、安全で快適な入院生活を過ごしていただくために、骨折や頭部外傷の原因となる転倒・転落の予防に職員一致で努力していますが、患者さま・ご家族の協力なしには未然に防ぐことはできません。このような事故を起こさず安全な療養生活が送れますよう、下記の点について皆様のご協力をお願いします。

記

1. 最近転倒したことがある場合には、入院の際にお知らせください。病院での高齢者の転倒のほとんどが、病室内や廊下を一人で歩行中に発生しています。今までに転倒して怪我をしたことのある方は、病院内でも再度転倒する可能性が高いため、移動の際には職員が付き添うようにいたしますので、ご面倒ですがナースコールでご連絡ください。
2. 病室内では床頭台、カーテン、出入り口のドア、点滴架台は固定されていませんので、絶対につかまらないようにしてください。必要な場合にはベッド柵を持つようにしてください。もしベッドが動いたりする場合には、キャスターの固定が必要ですので直ぐに看護師に連絡してください。またベッドから動けない患者さまの場合には、転落予防のためベッド柵が必要ですので、移動させたり外したりした際には看護師に連絡してください。
3. ベッド周囲は移動時につまずいたり、杖・歩行器・老人車が引っ掛ったりして転倒することがありますので、整理整頓が必要です。床には荷物を極力置かないよう患者さまやご家族の皆さまのご協力をお願いします。
4. 歩行器の使用、車椅子への移乗・使用、松葉杖での歩行、点滴架台を持つての歩行、ポータブルトイレへの移動・使用は転倒の危険を伴うため、十分な訓練、説明を受けていただいてから使用許可しますので、ご自分の判断で使用しないようにお願いします。また、夜間、早朝にトイレに行く際や、ポータブルトイレ使用の際に転倒することが多い傾向があります。ご自分で不安を感じられる場合には看護師が付き添いますので、遠慮なくナースコールでご連絡してください。

ご不明な点や、ご質問がありましたら遠慮なく担当医や看護師に相談してください。



患者サポート相談窓口について

当院2階にあります地域連携室は、さまざまな相談窓口になっています。

- 医療安全に関する相談
- 院内感染に関する相談
- 個人情報保護に関する相談
- 医学的な相談
- 入院療養上の相談
- 治療費等の相談
- 退院後の生活の相談
- 介護保険についての相談
- 身体障害や社会保障制度の相談
- 受診相談
- 苦情・ご意見・ご要望
- その他



どうぞ、お気軽に声をおかけください。

なお、当院では、入院された患者さまが快適に過ごせるよう職員一同努めていますが、より良い療養環境を維持（改善）していくために皆様からの貴重なご意見・ご要望なども総合案内にてお伺いしています。その他、苦情などもありましたら遠慮なくお聞かせください。

また病棟には、「ご意見箱」を設置しています。総合案内や担当者に直接話しにくい場合などは、「ご意見箱」に投函してください。

患者さま、ご家族の方々からのご意見をお待ちしています。

地域包括ケア病床のご案内

当院では、急性期治療後のリハビリ・在宅復帰に向けた医療や支援を行うため、「地域包括ケア病床」を開設しています。



地域包括ケア病床とは

「地域包括ケア病床」とは、急性期治療を経過し、病状が安定した患者さまに対して、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う病床です。(2病棟 23床)

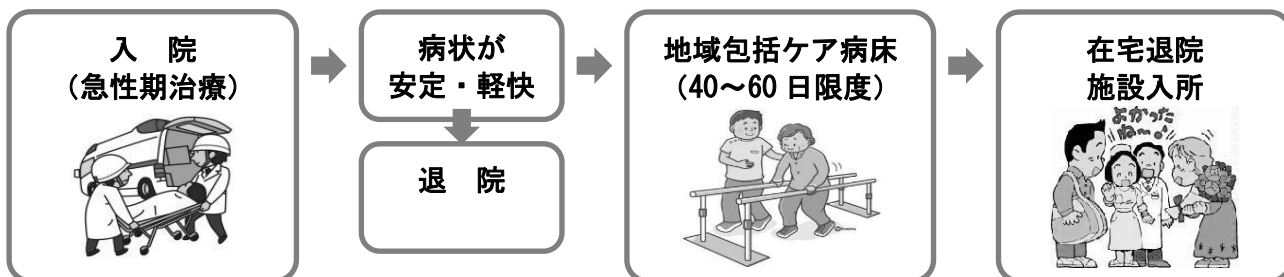
本来は、一般病床で症状が安定すると、早期に退院をしていただくこととなっています。しかし、在宅での療養に不安があり、もう少しの入院治療で社会復帰できる患者さまの為に、当院では「地域包括ケア病床」を準備し、安心して退院していただけるよう支援していきます。

心身が回復するよう医師や看護師、病棟専従のリハビリテーション科のセラピスト等により、在宅復帰に向けて治療・支援を行っていきます。また病棟専任の医療ソーシャルワーカーが患者さまの退院支援、退院後のケアについてサポートさせていただきます。

どんな場合に入院となるのか？

一般病床より地域包括ケア病床へ移動していただく場合は、主治医が判断し患者さまとご家族に提案させていただきます。ご了承いただけた場合、地域包括ケア病床へ移動し、継続入院となります。

入院期間は、状態に応じて調整しますが、40日～60日を限度としています。



入院費について

地域包括ケア病床に入院された場合、入院費の計算方法が通常とは異なり「地域包括ケア病棟入院料 1」を算定します。入院費は定額で、リハビリテーション・投薬料・注射料・処置料・検査料・入院基本料・画像診断料等のほとんどの費用が含まれています。

治療内容によっては、一般病床より自己負担金が増額する場合がありますが、月の医療費の負担条件が定められていますので、一般病床の場合と負担上限は変わりません。(75歳以上ではほとんどの場合増額はありません。)

入院に対する留意点

一般的な血液検査・レントゲン検査・投薬治療は可能ですが、一般病床で行うような高額な医薬品の投与や特殊な検査・手術などには対応できません。

病状の変化により主治医が集中的な治療が必要と判断すれば、一般病床に移動(変更)する場合があります。

限度額について（ご案内）

マイナ保険証、資格確認書を医療機関の窓口に提示すると、窓口での入院費用の支払いが一定の限度額（注1）になります。

（注1）医療機関の窓口で支払う限度額は患者さまの所得区分に応じて異なります。

- ※ 食事の負担額や個室代（差額ベッド代）などの保険外負担分は対象となりません。
- ※ 入院・外来別に適用になります。暦月ごと、医療機関ごとの計算になります。
- ※ 「多数該当」とは、直近1年間における4回目以降の自己負担限度額（月額）です。

◆70歳未満の自己負担限度額

対象者	自己負担限度額(月額)	多数該当	年単位上限額
ア 健保:標準報酬月額 83 万円以上 国保:年間所得 901 万円超	$270,300 \text{ 円} + (\text{医療費} - 901,000 \text{ 円}) \times 1\%$	140,100 円	1,680,000 円
イ 健保:標準報酬月額 53 万～79 万円 国保:年間所得 600 万～901 万円	$179,100 \text{ 円} + (\text{医療費} - 597,000 \text{ 円}) \times 1\%$	93,000 円	1,110,000 円
ウ 健保:標準報酬月額 28 万～50 万円 国保:年間所得 210 万～600 万円	$85,800 \text{ 円} + (\text{医療費} - 286,000 \text{ 円}) \times 1\%$	44,400 円	530,000 円
エ 健保:標準報酬月額 26 万円以下 国保:年間所得 210 万円以下	61,500 円		
オ 住民税非課税	36,900 円	24,600 円	290,000 円
血友病患者、HIV 患者、人工透析を実施している慢性腎不全患者の自己負担限度額(月額):1 万円 ただし、人工透析を実施している慢性腎不全患者のうち上位所得者(標準報酬月額 53 万円以上)は2 万円			

負担金額について

～【例】1ヶ月の治療費が100万円かった場合～

〈70歳未満の方〉

※ 標準報酬月額：32 万円（ウ）で、窓口での負担割合が 3 割の場合

$85,800 \text{ 円} + (1,000,000 \text{ 円} - 286,000 \text{ 円}) \times 1\% = 92,940 \text{ 円}$

治療費 92,940 円＋食事代（1 食につき 550 円）＋自費（ベッド差額代など）をお支払いください。

※ 住民税非課税世帯（オ）の場合

治療費 36,900 円＋食事代（1 食につき 270 円）＋自費（ベッド差額代など）をお支払いください。



◆70 歳以上の自己負担限度額

対象者	自己負担限度額(月額)		多数該当	年単位上限額
	世帯単位 (入院・外来)	個人単位 (外来のみ)		
ア 健保:標準報酬月額 83 万円以上 国保・後期:課税所得 690 万円以上	270,300 円＋ (医療費－901,000 円)×1%		140,100 円	1,680,000 円
イ 健保:標準報酬月額 53 万～79 万円 国保・後期:課税所得 380 万円以上	179,100 円＋ (医療費－579,000 円)×1%		93,000 円	1,110,000 円
ウ 健保:標準報酬月額 28 万～50 万円 国保・後期:課税所得 145 万円以上	85,800 円＋ (医療費－286,000 円)×1%		44,400 円	530,000 円
一般 健保:標準報酬月額 26 万円以下 国保・後期:課税所得 145 万円未満	61,500 円	22,000 円 年間上限 216,000 円		
住民税非課税	25,700 円	11,000 円 年間上限 96,000 円	24,600 円	290,000 円
住民税非課税(所得が一定以下)	15,700 円	8,000 円	—	180,000 円
血友病患者、HIV 患者、人工透析を実施している慢性腎不全患者の自己負担限度額(月額):1 万円				

負担金額について

～【例】1ヶ月の治療費が100万円かった場合～

〈70 歳以上の方〉

※標準報酬月額：32 万円（ウ）で、窓口での負担割合が 3 割の場合

85,800 円＋(1,000,000 円－286,000 円)×1%＝92,940 円

治療費 92,940 円＋食事代（1 食につき 550 円）＋自費（ベッド差額代など）をお支払いください。

※一般の方で窓口での負担割合が 1 割～2 割の場合

治療費 61,500 円＋食事代（1 食につき 550 円）＋自費（ベッド差額代など）をお支払いください。

※住民税非課税の方で、窓口での負担割合が 1 割～2 割の場合

治療費 25,700 円＋食事代（1 食につき 270 円）＋自費（ベッド差額代など）をお支払いください。



料 金 表

令和8年6月1日

特別病室料、食事療養費の料金のうち、個人負担金は次のとおりです。

1 特別室料(1日につき) ※消費税別

区分	室料	室数	摘要
A室 個室	3,000円	2階9室 / 3階7室	エアコン・冷蔵庫・ロッカー ウォシュレットトイレ
B室 2人室	1,500円	2階1室	エアコン・ロッカー

2 食事療養費(1食につき) ※非課税

区分	負担金
一般	550円
指定難病・小児慢性特定疾病(住民税非課税世帯以外)	330円
住民税非課税世帯90日以内の入院	270円
住民税非課税世帯90日を超える入院	220円
住民税非課税世帯であって、所得が一定基準以下あるいは高齢福祉年金受給者	130円

◆注1 生活保護・労災については、食事療養費の負担はありません。

◆注2 住民税非課税世帯の方は、「**減額認定証**」を提出いただきますと、左表のように減額されます。
保険者にて手続きをされ、「**減額認定証**」の発行を受けてください。

◆注3 療養病床の食事療養費・居住費については負担額が変わります。詳しくは次ページをご覧ください。

3 その他

① テレビ、洗濯機、乾燥機カード購入費 1枚 1,000円(税込)

※ カード残は、2病棟設置の精算機で精算してください。

② 文書料(診断書・証明書等) 1通 1,000円～4,000円 ※消費税別



【65 歳以上の医療療養病床における食費・居住費の変更について】

R8. 6. 1～

	医療の必要性の低い者	
	食費（一食）	居住費（一日）
一般	生活療養（Ⅰ）550 円 生活療養（Ⅱ）510 円	430 円
低所得Ⅱ （住民税非課税世帯）	270 円	430 円
低所得Ⅰ （住民税非課税世帯 かつ一定所得以下）	160 円	430 円
境界層該当者 老齢福祉年金受給者	130 円	0 円
	医療の必要性の高い者	
	食費（一食）	居住費（一日）
一般	生活療養（Ⅰ）550 円 生活療養（Ⅱ）510 円	430 円
低所得Ⅱ （住民税非課税世帯）	270 円 ※90 日超で 220 円	430 円
低所得Ⅰ （住民税非課税世帯 かつ一定所得以下）	130 円	430 円
境界層該当者 老齢福祉年金受給者	130 円	0 円
	指定難病患者	
	食費（一食）	居住費（一日）
一般	330 円	0 円
低所得Ⅱ （住民税非課税世帯）	270 円 ※90 日超で 220 円	0 円
低所得Ⅰ （住民税非課税世帯 かつ一定所得以下）	130 円	0 円
境界層該当者 老齢福祉年金受給者	130 円	0 円